令和８年（フ）第１６４１号
千葉市美浜区幸町２丁目15番４棟207号
債務者　小川美佐子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６４６号
千葉県船橋市金堀町195番地　豊寿園
債務者　足立美惠子
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６５０号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目15番27号
債務者　秋山　智春
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６５３号
千葉県八千代市ゆりのき台４丁目１番地15
２棟903号
債務者　道振　政男
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６５６号
千葉市中央区千葉寺町692番地12　リーフ千葉寺102号
債務者　伊良皆　卓
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６７７号
千葉県船橋市三山５丁目45番１号　ビバハイツⅠ―202号
債務者　佐藤　　錬
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９３号
千葉市中央区大巌寺町188番地９　アスフォート201号
債務者　飯塚　勇樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９６号
千葉県習志野市本大久保５丁目３番10―302号
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７００号
千葉県市川市香取２丁目７番24―202号（リバーサイドパレス）
債務者　玉城　奈々
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０１号
千葉県船橋市本町４丁目20番１号
債務者　海老原将之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０３号
千葉市若葉区みつわ台５丁目２番13―３号
債務者　福田　貴久
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０４号
千葉県習志野市藤崎１丁目９番16号　リリーフ習志野寮
債務者　谷口　利満
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７０６号
千葉市中央区大巌寺町343番地４　コーポ東台Ｂ棟206号
債務者　津田　朋宏
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１１号
千葉県市原市国分寺台中央２丁目15番地３
キャンパスほんごう広田204号
債務者　木村　謙治
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１４号
千葉市中央区寒川町３丁目67番地１　レオパレスハーバーサイドＥ棟107号
債務者　高井　紫帆
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１６号
千葉市稲毛区稲毛３丁目５番12号　ユニオンピア稲毛402号
債務者　高橋翔太郎
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３２号
千葉市中央区千葉寺町1196番地４　サンモール千葉寺103号
債務者　中村　一明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係